

京 都 大 学 降 任 等 審 査 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学降任等審査委員会要項</b> (平成24年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 人事制度検討会の委員 3名</p> <p>(2) <u>総務部</u>法務室専門業務職員(法務・コンプライアンス担当) 1名</p> <p>(3) その他審議事案ごとに委員長が必要と認める者 若干名</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) <u>コンプライアンス部</u>法務室専門業務職員 (法務・コンプライアンス担当) 1名</p> <p>(3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年3月総長裁定) この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学臨床研究審査委員会規程</b> (平成30年3月6日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第19条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部において処理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第19条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部<u>研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年3月総長裁定) この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学特定認定再生医療等委員会規程</b> (平成31年3月29日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部において処理す</p>	<p>(事務)</p> <p>第20条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部<u>研究規範マネジ</u></p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p><b>国立大学法人京都大学特定臨床研究監査委員会規程</b></p> <p>(平成27年5月12日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第5条 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、研究推進部において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p><b>京都大学東京オフィス事務室要項</b></p> <p>(平成21年12月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 事務室に室長を置き、必要に応じて副室長又は室員を置くことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 室員は、<u>研究推進部産官学連携課</u>の職員のうちから総長が任免する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p><u>メント室</u>において処理する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年3月総長裁定)</p> <p>この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p> <p>(事務)</p> <p>第5条 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、研究推進部<u>研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p> <p>附 則 (令和6年3月総長裁定)</p> <p>この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p> <p>第2 } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 室員は、<u>成長戦略本部</u>の職員のうちから総長が任免する。</p> <p>6 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年3月総長裁定)</p> <p>この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学内部監査規程</b> (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、<u>公正調査監査室</u>が実施する。 2 (略) (中 略) (監査の統括及び監査員)</p> <p>第8条 監査は、総長の命により、担当理事等が統括し、<u>公正調査監査室</u>の職員及び担当理事等が委嘱する<u>公正調査監査室</u>の職員以外の本学職員(以下「監査員」という。)が実施する。 (中 略) (他の監査機能との関係)</p> <p>第12条 <u>公正調査監査室</u>は、監事及び会計監査人と連携又は調整し、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。 (中 略) (監査結果に基づく意見交換)</p> <p>第14条 担当理事等又は<u>公正調査監査室</u>の職員は、監査結果の説明及び問題点等の確認のため、監査の対象部局等との意見交換を行う。  (後 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学内部監査規程</b> (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、<u>コンプライアンス部</u>が実施する。 2 (同 左)  (監査の統括及び監査員)</p> <p>第8条 監査は、総長の命により、担当理事等が統括し、<u>コンプライアンス部</u>の職員及び担当理事等が委嘱する<u>コンプライアンス部</u>の職員以外の本学職員(以下「監査員」という。)が実施する。  (他の監査機能との関係)</p> <p>第12条 <u>コンプライアンス部</u>は、監事及び会計監査人と連携又は調整し、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。  (監査結果に基づく意見交換)</p> <p>第14条 担当理事等又は<u>コンプライアンス部</u>の職員は、監査結果の説明及び問題点等の確認のため、監査の対象部局等との意見交換を行う。  附 則 (令和6年3月総長裁定) この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学東京オフィス規程</b> (平成21年7月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第21条 東京オフィスの管理運営に関する事務は、<u>研究推進部産官学連携課</u>の協力を得て、</p>	<p style="text-align: center;"><b>京都大学東京オフィス規程</b> (平成21年7月14日総長裁定)</p> <p>(事務)</p> <p>第21条 東京オフィスの管理運営に関する事務は、<u>成長戦略本部</u>の協力を得て、東京オフィ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>東京オフィス事務室において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学公印規程</b> (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者（以下「公印制定者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 総務部総務課長</p> <p>(2) 副学長の印 教育推進・学生支援部学生課長</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、<u>プロボストオフィス室長、公正調査監査室長、監事支援室長又は不正防止実施本部事務室長</u></p> <p>(4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共通事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学におけるネーミング ライツ事業に関する規程</b> (令和6年3月12日総長裁定)</p>	<p>ス事務室において処理する</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年3月総長裁定） この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p> <p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 }           } (同 左)</p> <p>(1) }           }</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長若しくは室長、<u>総長オフィス長、プロボストオフィス長、CFOオフィス長、監事支援室長又は不正防止実施本部事務室長</u></p> <p>(4) }           } (同 左)</p> <p>2 }           }</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年3月総長裁定） この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第7条 選定委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 施設担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 渉外担当の理事</p> <p>(3) 財務担当の理事</p> <p>(4) 広報担当の理事</p> <p>(5) <u>渉外部長</u></p> <p>(6) 財務部長</p> <p>(7) 施設部長</p> <p>(8) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>渉外・産官学連携部長</u></p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) }</p> <p>2～5</p> <p>附 則 (令和6年3月総長裁定)</p> <p>この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>
<p><b>京都大学危機管理規程施行細則</b> (平成23年11月22日総長裁定)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>(危機レベルの決定手順等)</p> <p>第4条 部局で発生した危機に係る規程第8条第1項に規定する危機レベルの決定は、以下の手順による。</p> <p>(1) 部局の長は、危機が発生したときは、直ちに<u>総務部長</u> (火災及び放射線施設等での事故等(以下「火災等」という。))の場合は、施設部長)を通じて、当該危機の内容を担当理事等及び当該危機に関連する業務を掌理する理事又は副学長(以下「関係理事等」という。)に報告する。この場合において、<u>総務部長</u> (火災等の場合は、施設部長)は、速やかに情報を収集する体制を立ち上げなければならない。</p> <p>(2) <u>総務部長</u> (火災等の場合は、施設部長)は、危機レベルの進言に必要な情報を担当</p>	<p>(危機レベルの決定手順等)</p> <p>第4条 部局で発生した危機に係る規程第8条第1項に規定する危機レベルの決定は、以下の手順による。</p> <p>(1) 部局の長は、危機が発生したときは、直ちに<u>コンプライアンス部長</u> (火災及び放射線施設等での事故等(以下「火災等」という。))の場合は、施設部長)を通じて、当該危機の内容を担当理事等及び当該危機に関連する業務を掌理する理事又は副学長(以下「関係理事等」という。)に報告する。この場合において、<u>コンプライアンス部長</u> (火災等の場合は、施設部長)は、速やかに情報を収集する体制を立ち上げなければならない。</p> <p>(2) <u>コンプライアンス部長</u> (火災等の場合は、施設部長)は、危機レベルの進言に必</p>

改 正 前	改 正 後
<p>理事等及び関係理事等に報告しなければならない。</p> <p>(3) 部局の長から第1号の報告を受けた担当理事等は、前号の危機レベルの進言に必要な情報を元に、原則として関係理事等と危機の現況、対応の態勢、予測される状況等について協議のうえ、総長に危機レベルについて進言し、危機レベルの決定を受ける。</p> <p>(4) 前号により決定した危機レベルは、担当理事等から<u>総務部長</u>を通じて危機が発生した部局の長及び関係理事等へ通知するとともに、理事等及び部局の長に連絡しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>要な情報を担当理事等及び関係理事等に報告しなければならない。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 前号により決定した危機レベルは、担当理事等から<u>コンプライアンス部長</u>を通じて危機が発生した部局の長及び関係理事等へ通知するとともに、理事等及び部局の長に連絡しなければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年3月総長裁定)</p> <p>この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>